

■議案第 74 号 四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町窪川ふるさと未来館は、町民の主体的参画のもとに、自由な発想による住民主体の地域づくりを支援し、その効果が広く地域に波及していくことを目的に平成 16 年に設置された施設で、現在、各種会議を始めとして、地域のコミュニティー活動や各種サークル活動等の場として多くの方に利用されています。

その使用料については、条例に基づき納められていますが、公的団体や周辺地域の地区会の会議等に使用する際において、利用者の方などから減免してほしい旨の要望も出ているところでもあります。

特に集会所等のない地区（窪川街分地区）については、地区会等を行う際に当該施設を利用する場合もあり、その使用料を納めている状況となっており、無償で利用できる集会所等のある地域との間にも差異があるところでもあります。

このようなことから地域のバランス等考慮し、今般、新たに使用料の減免の規定を設けるとともに公共団体や公的団体等が使用する場合においても公益性等考慮し、必要に応じて減免を行い、利用者の利便性を図ろうとするものです。

また、名称を「窪川ふるさと未来館」から「四万十町窪川ふるさと未来館」に変更するものです。

【改正内容】

第 2 条中の表中「窪川ふるさと未来館」を「四万十町窪川ふるさと未来館」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 11 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 11 条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

【新旧対照表】

新		旧	
（名称及び位置） 第 2 条 未来館の名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第 2 条 未来館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>四万十町窪川ふるさと未来館</u>	四万十町香月が丘 1433 番地 3	<u>窪川ふるさと未来館</u>	四万十町香月が丘 1433 番地 3
（使用料） 第 10 条 未来館の利用者は、別表		（使用料） 第 10 条 未来館の利用者は、別表	

新	旧
に規定する使用料を納付しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、使用料の納付の時期及び方法その他必要な事項は、規則で定める。 （使用料の減免） <u>第 11 条 町長は、公益上必要がある</u> <u>と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> （権利譲渡の禁止） <u>第 12 条</u> 利用者は、未来館の使用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 <u>第 13 条から第 17 条</u> （条文省略）	に規定する使用料を納付しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、使用料の納付の時期及び方法その他必要な事項は、規則で定める。 （権利譲渡の禁止） <u>第 11 条</u> 利用者は、未来館の使用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 <u>第 12 条から第 16 条</u> （条文省略）